連合愛知
・労災の防止
・快適な職場
・心身の健康

センターだより

愛知県勤労者安全衛生研究センター
〒456-0002
名古屋市熱田区金山町1丁目14－18
ワークライフプラザれあろ3F
TEL(052)684－００００３
FAX(052)684－０３０３
連合愛知ホームページからも閲覧できます
http://www.rengo-aichi.or.jp

設立30周年に向けて
～安全衛生センター第３０回総会を開催～

11月30日、ワークライフプラザれあろ6階大会議室において、安全衛生センター「第30回総会」を開催した。代議員、傍聴者、センター役員の計66名が出席し、1年間の取り組み報告と、向こう1年間の活動方針等について審議いただいた。

冒頭、可知理事長から、労働災害が昨年同時期を上回っており大変憂慮すべき状況にあること、2019年4月から順次スタートする働き方改革関連法については、動向を注視しながら労働者目線で対応する必要があること、センター設立30周年に向けて、センター機能の強化と安全衛生活動のレベルアップが必要であるとの挨拶があった。

桑原 安全課長

来賓の愛知労働局安全課の桑原課長からは、本年は熱中症や交通事故、クレーン作業の事故が増加したことなど、労災事故の現状と愛知労働局の取り組み課題の説明があり、年末に向けて緊急の職場自主点検をするよう要請があった。

続いて、2018年度活動報告・決算報告・会計監査報告および平成29年度労働保険事務組合関係報告を行い、すべて承認された。

富田議長

議案については、①規約一部改正（案）②2019年度活動計画（案）③2019年度予算（案）について提案し、富田議長（全国ガス）のスムーズな議事進行により、すべて可決・決定された。

最後に近藤副理事長から、センターで開催する研修や情報発信で得た知識を持ち帰り、それぞれの職場に合った形で現場の取り組みにつなげ、展開していただくことをお願いし終了した。

安全衛生センターでは、今回承認いただいた方針にもとづき、理事会で確認しながら、各構成組織・加盟組合の安全衛生の取り組みの推進につながる活動をしていくので、今後もご理解・ご協力をお願いします。

安心 安全　12月15日～ 2019年1月15日
年末年始無災害運動 実施中

ＨＩＶ・エイズのイメージをリニューアル
～2018世界エイズデーフォーラムを開催～

12月1日の世界エイズデーに合わせ、安全衛生センター総会の前に「2018世界エイズデーフォーラム」を開催した。第20回目となる今回は、東京でＨＩＶ陽性者の就労に積極的に取り組まれているＮＰＯ法人ぷれいす東京代表の生島嗣氏に「あなたのＨＩＶ／エイズのイメージをリニューアル～職場のＨＩＶの現状と課題～」と題して講演いただいた。

生島氏

医療のめざましい進歩によって、近年はＨＩＶ陽性者のほとんどが、特に制限なく定年まで就労できる状況になっている。

しかし、現状は23％のＨＩＶ陽性者が働いていない。ＨＩＶは通常の生活や職場では感染せず、ＨＩＶ陽性者は、毎日の服薬と数カ月に一度の通院で、非感染者と同等の生活を送ることができることを理解し、障がい者枠で雇用することも選択肢の一つだと話された。ＨＩＶ・エイズのいまを正しく理解し、ともに働く仲間が不利益や差別を受けることのない職場や社会の実現をめざしていかなければならないことを全体で共有した。

センターでは1992年度からエイズ対策に取り組んできており、これまで20回にわたりエイズデーフォーラムを開催してきた。しかし近年、医療の進歩によりエイズ発症は防ぐことができ、ＨＩＶ陽性者も感染していない人と同程度の生活が送れるようになってきたことに鑑み、一定の役割を果たしたと判断し、今回のフォーラムをもって終了することを第30回総会で確認した。

安全衛生クイズ 基本編 18

定期健康診断の項目で、該当しないのは【　　】。

ア．血糖検査
イ．血中脂質検査
ウ．胃カメラによる検査

（労働調査会「労働安全衛生広報（別冊）」より）

※答えと解説は裏面

下半期の取り組みについて意見交換
～第2回愛知労働局安全衛生労使専門家会議～

11月16日、名古屋合同庁舎内大会議室で「平成30年度第2回愛知労働局安全衛生労使専門家会議」が開催され、労働者側委員として連合愛知から4名が出席した。

冒頭、桑原安全課長より「日頃の労働災害防止の取り組みに感謝する。平成30年度上半期の取り組みを踏まえ、下半期の取り組みにつなげていく」と挨拶があった。その後、安全課と健康課から平成30年度上半期の取組状況と結果、下半期の取組内容、法改正の概要について説明があり、各委員から意見が出された。

連合愛知からは、労働安全衛生法改正の中で、月80時間超の長時間労働者に対する労働時間の状況に関する情報を通知することが事業者に義務付けられたことから、通知しなければならない具体的項目を、労働局からしっかり事業主に周知するよう要請した。

下半期に向けた安全課の取り組み

◆「危なさと向きあおう」をスローガンとした新たな安全衛生運動の推進
◆建設発注機関との連携強化（合同パトロールなど）
◆法改正されたハーネス型安全帯の周知徹底
◆小売業・飲食店の多店舗展開企業を指導し、自主的な取り組みを強化
◆社会福祉施設の指導を実施する県市指導員の活用
◆道路貨物運送業関係団体等に対してリーフレットを作成し、ホームページ等で周知徹底
◆交通事故防止のため陸運支局と連携強化
◆転倒災害防止体操の動画を制作し、ホームページ等で周知
◆災害が増加している通信業への指導強化

下半期に向けた健康課の取り組み

◆従業員50人以上のストレスチェック未実施事業場に対し実施を促進
◆従業員50人未満の事業場については、集団指導等においてメンタルヘルス対策の取り組みを促進
◆「４つのケア」の取り組みについて、従業員50人以上の事業場に対してアンケート調査を実施
◆化学物質・石綿・粉じん対策に係る監督指導を引き続き実施
◆「腰痛予防対策指針」を引き続き周知
◆「あいち治療と仕事の両立支援カンパニー制度」について周知し、申請を促す
◆がん診療拠点病院等において、治療者への適切な相談体制をつくる
◆従業員50人～300人未満の事業場に対し、両立支援に係るアンケートを実施し、取り組みを促進

「あいち治療と仕事の両立支援カンパニー認証制度」とは

企業における治療と仕事の両立支援の自主的な取り組みを促進するため、その取り組みが優良である企業を愛知労働局長が認証する制度。取り組みの内容によって、「ゴールド認証」と「シルバー認証」の2種類がある。労働組合から経営者側に、カンパニー認証取得を働きかけてみては？

全国産業安全衛生大会 ＩＮ横浜　報告

安全衛生センター理事
山本　将
＜日油労働組合武豊支部
（ＪＥＣ連合）＞

10月17日～19日に横浜で開催された「第77回全国産業安全衛生大会」に参加し、産別や単組の活動への展開を意識し「安全管理活動分科会」「労働衛生管理分科会」「メンタルヘルス／健康づくり分科会」の事例報告を聴講した。

株式会社 仙台ニコンの『継続は力なり～５Ｓ活動で目指す安全職場～』では、業務が多角化する中、労働災害が少ない状況を維持できている要因の一つとして「５Ｓ活動」について報告された。５Ｓは基本的な活動である一方で、定着・深堀が難しい印象が強いが、①事務局を立て「組織」として活動している　②５Ｓパトロールが職場のアピールの場として定着している　③活動報告会に対する評価を受ける場が設けられていることなどにより、一人ひとりの意識向上から職場全体の活性化につながり、安全・品質の向上に効果が現れていた。組織的な取り組みによりＰＤＣＡをしっかりと回すことで、取り組みの質が大きく変わることを痛感した。

株式会社 豊田自動織機の『ストレスチェック職場改善支援』では、ストレスチェックを職場改善につなげるための仕組みづくりについて報告された。ストレスチェック制度は導入以降、活用方法についてほとんどの企業が手探りの状態である中、①職業性メンタル疾患の一次予防を効果的なものとするため、データ分析とそれに基づく職場改善が重要かつ有効であると捉えたこと　②手探りな状況の中、外部コンサルタントの支援を受けようと判断したこと　③職場支援の取り組みのポイントを明確にしていることなど、参考になる点が多くあった。ストレスチェック制度については、労使ともに職場環境の改善につなげるために有効活用したいとの思いがあるので、産別内の横展開や単組支援の今後の取り組みの参考としていきたい。

快適な職場づくりの取り組みは、“心身ともに”快適であることがますます重要になってきている。従業員・組合員の心と体の健康づくりに、労働組合としても積極的に取り組んでいこうと思う。

安全衛生クイズ基本編 ⑱
【答え】ウ
＜労働安全衛生規則第44条＞
「事業者は、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期に次の項目について医師による健康診断を行わなければならない」と定めています。
①既往歴および業務歴の調査　②自覚症状および他覚症状の有無の検査　③身長、体重、腹囲、視力および聴力の検査　④胸部エックス線検査および喀痰検査　⑤血圧の測定　⑥貧血検査　⑦肝機能検査　⑧血中脂質検査　⑨血糖検査　⑩尿検査　⑪心電図検査